

松阪市分別収集計画（第9期）の事後評価

令和4年6月8日

市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）より、分別収集計画は公表されることにより、地域における住民、事業者などの関係者による容器包装廃棄物の排出抑制、分別排出及び分別収集を推進する上での基礎となる計画となる。また、容器包装リサイクル法の基本方針では、容器包装廃棄物の分別収集見込み量が実績量に限りなく近づくよう努めなければならないとされている。このため、事後確認を実施し、適切に分別収集計画を策定することが必要となるとされていることから、松阪市分別収集計画（第9期）の事後評価を行い、松阪市分別収集計画（第10期）の策定の精度向上を図ります。

※以下に示す表中の見込み量（想定値）については松阪市分別収集計画（第9期）からの抜粋である。

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み。

（法第8条第2項第4号）

松阪市全体の各年度想定値及び実績値

	令和2年度(第9期想定値)		令和2年度(実績)		令和3年度(第9期想定値)		令和3年度(実績)	
主としてスチール製の容器	32.5 t		40.0 t		32.3 t		47.5 t	
主としてアルミ製の容器	35.7 t		44.0 t		35.5 t		40.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 360.1 t		(合計) 307.0 t		(合計) 357.8 t		(合計) 298.0 t	
	(引渡) 360.1 t	(独自処理)	(引渡) 307.0 t	(独自処理)	(引渡) 357.8 t	(独自処理)	(引渡) 298.0 t	(独自処理)
	(引渡) 360.1 t	(独自処理)	(引渡) 307.0 t	(独自処理)	(引渡) 357.8 t	(独自処理)	(引渡) 298.0 t	(独自処理)
茶色のガラス製容器	(合計) 301.6 t		(合計) 264.0 t		(合計) 299.6 t		(合計) 266.0 t	
	(引渡) 301.6 t	(独自処理)	(引渡) 264.0 t	(独自処理)	(引渡) 299.6 t	(独自処理)	(引渡) 266.0 t	(独自処理)
	(引渡) 301.6 t	(独自処理)	(引渡) 264.0 t	(独自処理)	(引渡) 299.6 t	(独自処理)	(引渡) 266.0 t	(独自処理)
その他のガラス製容器	(合計) 160.7 t		(合計) 140.0 t		(合計) 159.6 t		(合計) 138.0 t	
	(引渡) 160.7 t	(独自処理)	(引渡) 140.0 t	(独自処理)	(引渡) 159.6 t	(独自処理)	(引渡) 138.0 t	(独自処理)
	(引渡) 160.7 t	(独自処理)	(引渡) 140.0 t	(独自処理)	(引渡) 159.6 t	(独自処理)	(引渡) 138.0 t	(独自処理)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5.0 t		5.0 t		4.9 t		6.0 t	
主として段ボール製の容器	154.8 t		204.0 t		153.7 t		206.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	5.9 t		7.1 t		5.8 t		6.4 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充てんするためのもの	(合計) 167.7 t		(合計) 175.0 t		(合計) 166.6 t		(合計) 185.0 t	
	(引渡) 167.7 t	(独自処理)	(引渡) 175.0 t	(独自処理)	(引渡) 166.6 t	(独自処理)	(引渡) 185.0 t	(独自処理)
	(引渡) 167.7 t	(独自処理)	(引渡) 175.0 t	(独自処理)	(引渡) 166.6 t	(独自処理)	(引渡) 185.0 t	(独自処理)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 610.1 t		(合計) 655.0 t		(合計) 606.1 t		(合計) 621.0 t	
	(引渡) 610.1 t	(独自処理)	(引渡) 655.0 t	(独自処理)	(引渡) 606.1 t	(独自処理)	(引渡) 621.0 t	(独自処理)
	(引渡) 610.1 t	(独自処理)	(引渡) 655.0 t	(独自処理)	(引渡) 606.1 t	(独自処理)	(引渡) 621.0 t	(独自処理)
(うち白色トレ)	(合計) 7.9 t		(合計) 8.0 t		(合計) 7.9 t		(合計) 8.0 t	
	(引渡) 7.9 t	(独自処理)	(引渡) 8.0 t	(独自処理)	(引渡) 7.9 t	(独自処理)	(引渡) 8.0 t	(独自処理)
	(引渡) 7.9 t	(独自処理)	(引渡) 8.0 t	(独自処理)	(引渡) 7.9 t	(独自処理)	(引渡) 8.0 t	(独自処理)

(法第8条第2項第1号)

	令和2年度	令和3年度
容器包装廃棄物の排出量の見込み	9,905t	9,712t
容器包装廃棄物の排出量の実績	10,118t	10,187t

(法第8条第2項第4号)

	令和2年度	令和3年度
特定基準適合物等の量の見込み	1,842t	1,830t
特定基準適合物等の量の実績	1,849t	1,822t

※1市町村分別収集計画策定の手引き【十訂版】より抜粋

	令和2年度	令和3年度
容器包装廃棄物の排出量の見込み — 特定基準適合物等の量の見込み	見込み 8,063t	見込み 7,882t
容器包装廃棄物の排出量の実績 — 特定基準適合物等の量の実績	実績 8,269t	実績 8,365t

※1 容器包装廃棄物の排出量と特定基準適合物等の量の2つの量の差は容器包装廃棄物を分別しないことによる他のごみへの混入や、分別収集しても協力が得られないことによる他のごみへの混入などによるロスである。

容器包装廃棄物の排出量については、松阪市分別収集計画（第9期）にて示した見込みと実績を比較すると令和2年度（213t増）、令和3年度（475t増）という結果になった。また、特定基準適合物等の量については、第9期分別収集計画にて示した見込み量と実績を比較すると令和2年度（7t増）、令和3年度（8t減）という結果になった。容器包装廃棄物の排出量については見込み量を超えているため、減量を図る必要がある。また特定基準適合物等の量についてはほぼ見込み量と同程度であったため、次回の計画も継続して進めることとしたい。

最後に、分別されていないことによって発生する容器包装廃棄物の発生量については、令和2年度の実績8,269t、令和3年度の実績8,365tとなり、見込みの量と比べて、令和2年度(206t増)、令和3年度(483t増)となっている。

この数値については令和2年度及び令和3年度において実績の量が見込みの量を上回っているため、次回の松阪市分別収集計画（第10期）にも市民・行政・事業者、それぞれの

立場からの役割の分担を示していき、分別のルールを啓発していくことで、分別されずに排出される容器包装廃棄物の見込み量と実績量に大きな乖離が発生しないよう努めていくこととする。